申請に対する処分

処	分	名	市営住宅入居者の選考及び決定
根	拠 法	令	奄美市営住宅等管理条例第8条
所	管	課	建設部建築住宅課

1 審查基準

(1) 選考及び決定

- ア 入居の申込みをした人の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者選考は、公営法施行令(昭和26年政令第240号)第7条のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。
- イ 前項に規定する者については住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困 窮する度合いの高い人から入居者を決定する。

<住宅に困窮する度合いの順序>

- (ア) 20歳未満の子を扶養している寡婦(夫),引揚者,炭坑離職者, 老人,心身障害者,ハンセン病療養所入所者等,中国残留邦人等又は 生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要 件を備えているもの及び市長が別に定める低額所得者で速やかに市 営住宅に入居することを必要としている人
- (イ) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し,又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している人
- (ウ) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅 がないため親族と同居することができない人
- (エ) 住宅の規模,設備又は間取りと世帯構成の関係から衛生上又は風致 上不適当な居住状態にある人
- (オ) 正当な事由による立退きの要求を受け,適当な立退き先がないため 困窮している人

- (カ) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なく されている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀な くされている人
- (キ) (ア)~(カ)に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明ら かな人
- ウ 上記の選考ができない場合は、応募者の住宅困窮の度合いについ入居 者選考委員会に諮問し、その答申を受けて市長が決定する。

2 標準処理期間

14日